

総合評価書

平成20年10月

評価対象名	若年者雇用対策
主管部局・課室	職業安定局若年者雇用対策室 職業能力開発局実習併用職業訓練推進室、能力開発課、キャリア形成支援室
関係部局・課室	

1. 関連する政策体系

基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標	7	学校段階から職業意識の形成を図ること
個別目標	9	フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること
基本目標	V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
施策目標	2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
施策目標	2-1	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること
個別目標	1	職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること

2. 評価の契機等

平成19年11月12日付け政策評価・独立行政法人評価委員会の答申を踏まえた総務大臣の意見を受け、平成19年11月26日に経済財政諮問会議が、「若年者雇用対策」を政策評価の重要対象分野として提示したため、評価を行う。

3. 評価の方法等

(1) 評価の観点

「フリーター25万人常用雇用化プラン」等に位置付けられている以下の各施策について、効果がどのように発現しているかという観点から分析し、若年者雇用対策の在り方の検討に資する評価を行う。

- i フリーターの常用雇用化の推進
 - ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援
 - フリーター常用就職支援事業の実施
 - 若年者トライアル雇用の積極的活用による常用雇用の促進
 - 日本版デュアルシステムの普及促進
 - 「年長フリーター自立能力開発システム」の整備
 - 就職基礎能力速成講座の実施

- ii ニート等の自立支援
 - 若者自立塾事業の推進
 - 地域若者サポートステーションの整備
- iii 職業意識形成支援
 - キャリア探索プログラム等の実施

(2) 収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法

1 施策全体に係る指標

- ・フリーターの数（「労働力調査（詳細結果）」（総務省統計局調べ）
（目標値）平成22年までにピーク時（217万人）の8割に減少
- ・ニートの数（「労働力調査（詳細結果）」（総務省統計局調べ）
- ・失業率（「労働力調査（詳細結果）」（総務省統計局調べ）

2 各施策に係る指標

i フリーターの常用雇用化の推進

- ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援
 - ・ジョブカフェのサービス利用者数（職業安定局調べ）
（目標値）平成19年度に147.1万人
 - ・ジョブカフェにおける就職者数（職業安定局調べ）
（目標値）平成19年度に8.7万人
- フリーター常用就職支援事業の実施
 - ・フリーター常用就職支援事業における新規求職者数（職業安定局調べ）
 - ・フリーター常用就職支援事業における常用就職者数（職業安定局調べ）
（目標値）平成19年度に13.5万人
- 若年者トライアル雇用の積極的活用による常用雇用の促進
 - ・若年者トライアル雇用事業の開始者数（職業安定局調べ）
 - ・若年者トライアル雇用事業の常用雇用移行率（職業安定局調べ）
（目標値）平成19年度に80%以上
- 日本版デュアルシステムの普及促進
 - ・日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）の受講者数・就職率（職業能力開発局調べ）
（目標値）平成19年度に70%以上
- 年長フリーター自立能力開発システムの整備
 - ・年長フリーター自立能力開発システムの受講者数・就職率（職業能力開発局調べ）
（目標値）平成19年度に70%以上
- 就職基礎能力速成講座の実施
 - ・就職基礎能力速成講座の受講者数・就職等率（職業能力開発局調べ）
（目標値）平成19年度に70%以上

ii ニート等の自立支援

- 若者自立塾事業の推進
 - ・利用者数（（財）社会経済生産性本部調べ）
（目標値）平成19年度に1,584人
 - ・卒塾後6ヶ月経過時点での就労率（（財）社会経済生産性本部調べ）
（目標値）平成19年度における就労率70%以上
 - ・卒塾後6ヶ月経過時点での行動変化率（（財）社会経済生産性本部調べ）
（目標値）平成19年度における行動変化率90%以上
- 地域若者サポートステーションの拡充強化
 - ・のべ来所者数（（財）社会経済生産性本部調べ）

- (目標値) 96,000人以上
- ・利用開始から6ヶ月経過時点での就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合 ((財) 社会経済生産性本部調べ)
(目標値) 平成19年度に60%以上
- ・利用開始から6ヶ月経過時点での就職等進路決定者の割合 ((財) 社会経済生産性本部調べ)
(目標値) 平成19年度に30%以上

iii 職業意識形成支援

- キャリア探索プログラム等の実施
 - ・キャリア探索プログラム参加生徒数 (職業安定局調べ)
(目標値) 平成19年度に40万人以上
 - ・インターンシップ受入企業開拓事業における開拓数 (職業安定局調べ)
 - ・インターンシップ受入企業開拓事業において、インターンシップに参加した学生のうち、職業や企業への理解向上につながったとする者の割合 (職業安定局調べ)
(目標値) 平成19年度に80%以上

4. 評価結果等

(1) 評価結果 (問題点及びその原因)

1 分析と評価

①各施策の効果の発現状況

i フリーターの常用雇用化の推進

○ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援

【概要】

都道府県が、主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関連サービスをワンストップで提供するセンター(通称:ジョブカフェ)を設置する場合において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業をジョブカフェを運営する民間機関等に委託して実施する。(平成19年度46都道府県87箇所)

- ・予算額 (単位: 億円)

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
27.3	25.6	25.8	26.3

【指標】

- ・ジョブカフェのサービス利用者数 (単位: 万人)
(目標値) 平成19年度に147.1万人

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
108.6	163.3	167.3	159.1

注)「利用者数」は、ジョブカフェのサービス利用者数を指し、来所者数、セミナー等の参加者数、職業相談・職業紹介の対象者数のほか、電話相談等の利用者数も含まれる。また、「利用者数」には、フリーターだけでなく学生・生徒も含まれる。

- ・ ジョブカフェにおける就職者数（単位：万人）
（目標値）平成19年度に8.7万人

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
5.3	8.9	9.3	8.8

注1)「就職者数」には、常用雇用（期間の定めのない雇用）以外の就職も含まれる。

注2)「就職者数」には、フリーターだけでなく学生・生徒も含まれるが、「フリーター常用雇用化プラン」の実績として計上されるのは、就職者数のうち、常用雇用であって学生・生徒を除く数（平成19年度：4.7万人）。

【分析・評価】

雇用情勢については地域間での格差が大きいことから、「若者自立・挑戦プラン」（平成15年6月10日、若者自立・挑戦戦略会議）に基づき、「地域の自主性と多様性を尊重しながら、地域における若年者雇用対策への主体的な取組を推進する」ための新たな仕組みとして、都道府県の主体的な取組により、若年者に対する幅広い就職関連サービスをワンストップで提供する施設（ジョブカフェ）が設置されたものである。

事業開始以降4年が経過する中、若者の認知も一定程度広がっており、サービス利用者数及び就職者数ともに順調に推移している。ジョブカフェでは、若者が気軽に利用できる環境づくり、安心感を与えるようなサービス提供を基本に様々な工夫をしており、利用者の多くが「ロコミ」により利用を開始していることから、利用者のニーズに応じた的確なサービスを提供できているといえる。特に、ただちに職業紹介による就職が難しい若者に対し、カウンセリングをはじめ、適性診断、セミナー、グループワーク、企業説明会、職場実習等の多種多様なメニューの中から、ひとり一人のニーズを見極め必要な支援を行うことで、自己理解、職業理解を促し、就業意欲を高めるとともに、職業紹介をワンストップで行うことで、平成16年度には5.3万人、平成17年度には8.9万人、平成18年度には9.3万人、平成19年度には8.8万人が就職に結びついており、手段として有効である。

平成19年度においては、サービス利用者数及び就職者数ともに目標は達成しているものの前年度に比べてやや減少となっているが、この要因としては、景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしてきたことによって、ジョブカフェによる支援を経ずに就職できる層が増加したことが考えられる。

また、コスト面では、サービス提供1単位当たり約1,700円、効果1単位当たり3万円となっている（注：サービス提供1単位当たりのコストは、平成19年度の予算額及び利用者数から算出。効果1単位当たりのコストは、平成19年度の予算額及び就職者数から算出。ただし、都道府県等が措置する予算額は含まない。）。都道府県が主体となって設置するジョブカフェにおいて、民間機関等が実施するセミナー、カウンセリング等と公共職業安定所による職業紹介を組み合わせることにより、地域毎にそれぞれの地域特性を活かした幅広い就職支援をワンストップで提供することが可能な事業であり、手段として効率的である。（注：ジョブカフェ就職者のうち公共職業安定所によるあっせんは約4割を占める。）さらに、経済産業省とも連携しながら都道府県の取組を支援することにより、地域の実情に応じた効果的な就職支援を推進している。

なお、ジョブカフェの評価については、都道府県自らがジョブカフェに係る評価を実施するとともに、国においては、学識経験者等の知見を活用しつつ、都道府県が実施した評価結果を検証し、必要に応じて都道府県に対して改善に向けた助言を行うこととしており、当該指摘を踏まえた改善の取組が多くジョブカフェにおいて行われているところである。その中では、雇用情勢が改善する中で、ジョブカフェが引き続き地域において一定の役割を果たす観点からも、ワンストップサービスセンターとしての機能は維持しつつ、例えば特に就職が厳しい年長フリーターへの支援の充実、中学校・高校等の学校段階からのキャリア教育の推進、早期離職を防ぐための職場定着の促進等、地域の雇用情勢やジョブカフェ利用者の特徴等を踏まえた支援対象者や支援内容の重点化に係る取組が重要であると指摘されており、当該指摘を踏まえた取組を推進していく必要がある。

○フリーター常用就職支援事業の実施

【概要】

フリーターの常用雇用化を促進するため、全国の公共職業安定所において、個々の支援対象者の課題に応じ、就職活動に関する個別相談・指導助言から職業紹介までの一貫した就職支援を実施する。

- ・予算額（単位：億円）

平成18年度	平成19年度
6.1	6.3

注）本事業の予算化は平成18年度から。

【指標】

- ・フリーター常用就職支援事業における新規求職者数（単位：万人）

平成17年度	平成18年度	平成19年度
56.0	88.1	72.5

- ・フリーター常用就職支援事業における常用就職者数（単位：万人）
（目標値）平成19年度に13.5万人

平成17年度	平成18年度	平成19年度
11.9	24.0	17.2

注1）「常用就職者数」：「期間の定めのない雇用」で就職した者。（ただし、平成18年度までは「4ヵ月以上の期間の定めのある雇用」が含まれる。）

注2）本事業の支援対象者には、ジョブカフェ、若年者トライアル雇用事業、日本版デュアルシステム、年長フリーター自立能力開発システム、就職基礎能力速成講座等、他の施策も利用して常用就職した者が含まれる。そこで、本事業の実績「常用就職者数」については、他の施策の併用により就職した者を差し引いて重複調整を行った数値を計上。また、「フリーター常用雇用化プラン」においても同数値を計上。

注3）平成17年度については、フリーター20万人常用雇用化プラン（平成17年5月～平成18年4月）に基づき実施した実績。

【分析・評価】

若者の働く意欲を喚起しつつその職業的自立を促進し、フリーター等の増加傾向を反転させるため、「フリーター20万人常用雇用化プラン」（平成17年5月開始）に基づき、フリーター向けの専門窓口をハローワーク内に設置し、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等を行う本事業を開始したものである。

本人への就職活動技法等に係る助言（フリーターとしての職務経験を活用した企業へのPR方法に係る助言等）、継続的な求人情報の提供、職業相談・職業紹介から職場定着に至るまで、一人ひとりの抱える課題に応じて必要な支援を組み合わせ、きめ細かな就職支援を実施することで、平成17年度には11.9万人、平成18年度には24万人、平成19年度には17.2万人の常用就職を実現したところである。ハローワークにおけるフリーター等に対する就職支援機能を強化する本事業は、フリーターの常用雇用に大きな成果を上げており、手段として有効であるといえる。

平成19年度の常用就職者数については、前年度に比べて大きく減少しているが、その理由として、新規求職者数が前年度に比べて減少していることから推察できるように、①景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしてきたことにより、ハローワークによる支援を経ずに就職できる層が増加した一方で、②年

長フリーターについては年齢が高くなるにつれ正社員としての雇用機会が少なくなるなど依然として就職状況が厳しいことが考えられる。

今後はより就職が困難な年長フリーターの常用就職に向け、支援を重点化していく必要がある。

コスト面については、サービス提供1単位当たり約900円（注：平成19年度の予算額及び新規求職者数から算出）、効果1単位当たり約3,700円（注：平成19年度の予算額及び常用就職者数から算出）となっている。これは、全国のハローワークにおいて、ハローワークの有するノウハウや全国ネットワークを最大限活用する中で、フリーター等に対して担当制による一貫した支援を行っているためであり、手段として効率的であるといえる。

○若年者トライアル雇用の積極的活用による常用雇用の促進

【概要】

職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な若年求職者について、一定期間試用雇用（トライアル雇用）することにより、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、試用雇用後の常用雇用への移行を図る。（トライアル雇用を行う事業主に対し、対象労働者1人につき月額4万円（最大3か月）支給）

- ・予算額（単位：億円）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
76.5	90.0	99.0	58.1

【指標】

- ・若年者トライアル雇用事業の開始者数（単位：万人）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
4.4	5.1	4.8	4.2

- ・若年者トライアル雇用事業の常用雇用移行率（単位：%）
（目標値）平成19年度に80%以上

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
80.0	80.0	79.6	80.2

注）「常用雇用移行率」：トライアル雇用終了者のうち常用雇用（期間の定めのない雇用）に移行した者の割合。

【分析・評価】

若年者トライアル雇用事業については、トライアル雇用期間中に企業と若年者が互いに理解を深め、常用雇用に当たって十分な見極めができることから、トライアル雇用終了者の約8割が常用雇用に移行しており、職業経験、技能、知識等の不足により就職が困難となっている若年失業者等の常用雇用の促進に有効な手段である。

また、1人当たり月額4万円（3か月で12万円）の投入コスト（サービス提供1単位当たりのコストは約11.6万円（平成19年度の決算額及び終了者数から算出）、効果1単位当たりのコストは14.5万円（平成19年度の決算額及び常用雇用移行者数から算出）。）であるが、約8割が常用雇用へ移行していることから、効率的な手段であるといえる。

若年者トライアル雇用の開始者数が減少傾向にある理由としては、景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしており、トライアル雇用を経ずに就職できる層が増加したことが考えられる。

しかしながら、年長フリーターをはじめ、職業経験、技能、知識等の不足によ

り就職が困難な若年求職者は依然として多い一方で、中小企業など人材確保に苦慮している企業も多く存在しており、制度が十分に認知されず効果的な活用に至っていないケースもあると考えられる。今後、潜在的利用者層（若年求職者、中小企業等）の掘り起こしや制度の積極的な周知を図り、効果的な活用による常用雇用を促進していく必要がある。

○日本版デュアルシステムの普及促進

【概要】

若年者のフリーター化・無業化を防止し、企業の求人内容の高度化ニーズに応えるため、既存の公共職業訓練を活用し、座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練の実施。

- ・日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）における予算額（単位：億円）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
63.0	72.5	74.5	70.9

【指標】

- ・日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）における受講者数（単位：万人）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
2.3	2.7	2.8	2.7

- ・日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）における就職率（単位：％）
（目標値）平成19年度に70％以上

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
68.8	71.9	75.2	76.5

注1) 「就職率」：訓練修了後3ヶ月時点の就職率

注2) 平成19年度は平成20年3月末現在の速報値

【分析・評価】

「日本版デュアルシステム」については、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を行っており、その受講者数は、平成18年度は2.8万人、平成19年度は2.7万人（速報値）となっている一方、就職率は平成18年度の75.2％から、平成19年度は76.5％（速報値）と上昇しており、その成果が着実に進んでいるものと考えられる。

また、コスト面については、サービス提供1単位当たり約26.3万円となっている（注：平成19年度の予算額と受講者数から算出）。

平成20年度においては、求職者と求人企業とのマッチングを促進し安定的な雇用への移行を促進する「ジョブ・カード制度（※）」の一類型として日本版デュアルシステムを位置づけており、ジョブ・カード制度の普及に併せて、更なる普及を図っていく。また、ジョブ・カード制度における職業訓練を受講する者等に対しては、職業訓練期間中に生活保障を行う必要性も高まってきていることから、そうした状況にも配慮しつつ施策を実施していくことが求められる。

- ※ ジョブ・カード制度とは、フリーター等の職業能力形成機会に恵まれない者が安定雇用へと移行できるよう、①きめ細かいキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発、課題の明確化とともに、②企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練を提供し、③その評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめることにより、就職活動等に活用する制度である。

○「年長フリーター自立能力開発システム」の整備

【概要】

年長フリーター個々人の職業能力を判断するために、様々な作業を試す内容の企業実習を先行させ、実習を通じた訓練生の能力評価に基づき必要なフォローアップ訓練を実施する職業訓練システムを実施。また、業界の求める採用条件に適応するための非正規労働者向け職業訓練コースを開発・実施。

- ・ 予算額（単位：億円）

平成19年度
19.7

【指標】

- ・ 「年長フリーター自立能力開発システム」における受講者数（単位：千人）

平成19年度
4

- ・ 「年長フリーター自立能力開発システム」における就職率（単位：％）
（目標値）平成19年度に70％以上

平成19年度
77.0

注1）平成19年度より開始。平成20年3月末現在の速報値。

注2）「就職率」：訓練修了後3ヶ月時点の就職率

【分析・評価】

「年長フリーター自立能力開発システム」は、平成19年度からの施策であり、受講者数は4千人と計画に比し低い水準に留まっているものの、当該事業の就職率は77.0％（速報値）に達しており、一定の有効性があると認識している。

なお、本事業については、制度の周知を徹底すること等により、実績の更なる向上に努めたい。

また、コスト面については、サービス提供1単位当たり約49.2万円となっている（注：平成19年度の予算額と受講者数から算出）。

○就職基礎能力速成講座の実施

【概要】

安定した就労を希望するフリーター等の若年者を対象に、職業意識の啓発や職場におけるコミュニケーション能力、ビジネスマナーの習得など就職に必要な職業能力を付与するための講座の実施。

- ・ 予算額（単位：億円）

平成17年度	平成18年度	平成19年度
2.3	1.3	1.0

【指標】

- ・ 就職基礎能力速成講座における受講者数（単位：千人）

平成17年度	平成18年度	平成19年度
3	2	2

- ・就職基礎能力速成講座における就職等率（単位：％）
（目標値）平成19年度に70%

平成17年度	平成18年度	平成19年度
40.5	38.6	49.4

注1）平成17年度より開始。平成19年度は平成20年4月末現在の速報値
注2）就職等率：講座修了後3ヶ月時点において、就職、職業訓練の受講又は進学した者の割合。

【分析・評価】

当該事業は短期間の事業であるため、修了者の中には、必ずしも就職に必要な能力が備わるに至らなかった者もいると考えられる。平成20年度からは、こうした点を踏まえ、事業の再構築を行っており、就職のために必要とされている基礎能力の習得を目的とした講座を実施し、講座終了後、就職に至らなかった者に対して引き続き職業相談を行い、訓練が必要と判断した者に対し、就職希望先の業種を意識した1ヶ月程度の短期集中型の職業訓練を行うなど、効率的な集中支援を行うことにより、就職の促進を図ることとしている。

また、コスト面については、サービス提供1単位当たり約4万円となっている（注：平成19年度の決算額と受講者数から算出）。

ii ニートの自立支援

ニート対策については、①集団生活の中で労働体験等を行う「若者自立塾」事業を実施するとともに、②若者の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導（リファール）等により、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業を実施している。

○若者自立塾事業の推進

【概要】

様々な要因により、働く自信をなくしたニート等の若者に対して、合宿形式による集団生活のなかでの労働体験を通じて、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導くことを目的とするもの。

- ・予算額（単位：億円）

平成17年度	平成18年度	平成19年度
9.8	10.7	10.1

【指標】

- ・若者自立塾利用者数（単位：人）
（目標値）平成19年度に1,584人

平成17年度	平成18年度	平成19年度
510	697	593

- ・卒塾後6ヶ月経過時点での就労率（単位：％）
（目標値）平成19年度に70％以上

平成17年度	平成18年度	平成19年度
59.1	59.8	集計中

注1）平成19年度の実績は平成20年10月下旬頃に確定の見込み

注2）就労率：卒塾6ヶ月経過後、卒塾者のうち就労状態（正規・非正規含む）に至り、ニート状態が改善した者の率

- ・卒塾後6ヶ月経過時点での行動変化率（単位：％）
（目標値）平成19年度に30％以上

平成17年度	平成18年度	平成19年度
79.8	89.1	集計中

注1）平成19年度の実績は平成20年10月下旬頃に確定の見込み

注2）行動変化率：卒塾後6ヶ月経過後、卒塾者のうち就労、進学・復学、ハローワークへ求職登録する等ニート状態が改善した者の率。

【評価・分析】

「若者自立塾」については、予算執行率が、平成18年度は34.4％、平成19年度は31.2％（見込み）と低い水準に留まっている。この要因としては、事業の広報・周知不足、支援対象者のニーズに沿った訓練コース設定の不備、経済困窮者に対する入塾促進策の未整備等により、訓練参加者数が頭打ちとなったことが挙げられる。

しかしながら、卒塾後6か月経過後における就労、進学、求職中の者を含めた行動変化率は、89.1％となっており、卒塾者のほとんどがニート状態から脱している。また、卒塾後6ヶ月経過後の就労率も59.8％に達していることから、本事業は、若年者の職業的自立支援を図る手段として一定の有効性があったものと認識している。

また、コスト面については、サービス提供1単位当たり約53.4万円（平成19年度執行額及び平成19年度入塾者数から算出）であり、前年度と比較して約1万円程度増加したものの、卒塾後6か月経過後において約6割が就労に結びついており、また、約9割がニート状態から脱している。

ニート状態が続いた場合、親の収入がなくなれば高い確率で生活保護世帯に移行する可能性が高く、それに伴う将来の公費負担、期間を考慮した場合に、社会全体からみて費用対効果の面からも効果があるものと認識している。

なお、執行率向上のための対策として、平成20年度においては、①全国各地での入塾説明会による広報・周知の強化、②これまでの3か月コースに加え6か月コースの新設・モデル実施等による訓練メニューの多様化、③経済困窮世帯子弟の入塾促進等の観点からの生活保護世帯の入塾に係る取扱い明確化、④体験入塾における訓練経費の奨励費措置等を順次実施しているところであり、さらに、⑤全国77箇所で開催している「地域若者サポートステーション」事業、地方公共団体、各都道府県労働局及びハローワークとの連携によるきめ細かな対応により、入塾促進及び卒塾後における継続的な支援を実施し、執行率、就労率等のさらなる向上を図ってまいりたい。

○地域若者サポートステーションの拡充強化

【概要】

ニート等の若者の自立を支援するため、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等により、多様な就労支援メニューを提供するもの。

- ・ 予算額（単位：億円）

平成18年度	平成19年度
3.2	9.6

【指標】

- ・ のべ来所者数（単位：人）
（目標値）平成19年度に96,000人以上

平成18年度	平成19年度
35,244	144,859

- ・ 利用開始から6ヶ月経過時点での就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合（単位：%）
（目標値）平成19年度に60%以上

平成18年度	平成19年度
46.2	50.2 (暫定値)

注）平成19年度の実績は平成20年10月下旬頃に確定の見込み。

- ・ 利用開始から6ヶ月経過時点での就職等進路決定者の割合（単位：%）
（目標値）平成19年度に30%以上

平成18年度	平成19年度
25.2	26.2 (暫定値)

注1）平成19年度の実績は平成20年10月下旬頃に確定の見込み

注2）就職等進路決定者：就職、職業訓練受講、進学など進路が決定した者

【評価・分析】

「地域若者サポートステーション」については、平成18年度は25箇所で開催し、のべ来所者数が35,244人（1箇所1か月当たり約160人）であったのに対し、平成19年度は50箇所で開催し、のべ来所者数が144,859人（同約280人）と、来所者数全体も各サポートステーションの利用実績も大幅に増加しており、支援対象者への認知度が向上してきているものと認識している。

そのような状況において、職業的自立の意識が希薄な若者に対する個別・継続的な相談等、自立に向けた取組の結果、利用開始から6か月後時点で、より就職に結びつく方向に変化した者の割合が50.2%（ただし、平成19年4月から11月までにサポートステーションに登録した者の実績）、就職等進路決定者の割合が26.2%（同上）となったことから、「働く」意義を見い出させ、若者の職業的自立支援を図る手段として一定の有効性があったものとする。

また、サービス提供1単位当たりのコストは、平成18年度は約8,100円（平成18年度決算額及び同年度のべ来所者数実績から算出）であったのに対し、平成19年度は約6,100円（平成19年度決算額及び平成19年度のべ来所者数実績から算出）と、約75%の低額でサービス提供できており、費用対効果の面からも効率性が向上しているものとする。

平成20年度においては、①設置箇所数の拡充（50箇所→77箇所）②訪問支援を行う人材の養成や訪問支援の実践、効果、課題の検証等を行う「訪問支援事業」等のモデル事業の新たな実施③国と地方の役割分担を見直し、国はキャリア・コ

ンサルタントによる相談など事業の基盤的事項を、地方は地域の実情に応じた取組をそれぞれ実施する旨、整理したところであり、各地域における若者支援を一層活性化させ、就職等進路決定者の割合等のさらなる向上を図ってまいりたい。

iii 職業意識形成支援

○キャリア探索プログラム等の実施

【概要】

中高生を対象に、公共職業安定所が学校、産業界と連携し、企業人等を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせる「キャリア探索プログラム」等の職業意識形成支援を実施している。

また、企業のインターンシップに対する理解の一層の浸透を図るとともに、大学生の職業観、勤労観を高めることを目的として、経済団体との連携の下、インターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに、開拓した企業における学生等の受入の支援、企業・大学等への情報提供を実施している。

・キャリア探索プログラム等の予算額（単位：億円）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
2.6	3.4	2.3	2.1

注）当該予算にはキャリア探索プログラム以外の中高生を対象とした職業意識形成に係る予算も含まれる。

・インターンシップ受入企業開拓事業（単位：億円）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
6.0	6.2	4.8	4.7

【指標】

・キャリア探索プログラム参加生徒数（単位：万人） （目標値）平成19年度に40万人以上

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
33.1	43.4	40.4	40.3

・インターンシップ受入企業開拓事業における開拓数（単位：事業所数）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
4,892	5,512	7,190	8,015

・インターンシップ受入企業開拓事業において、インターンシップに参加した学生のうち、職業や企業への理解向上につながったとする者の割合（単位：％） （目標値）平成19年度に80％以上

平成17年度	平成18年度	平成19年度
96.7	94.0	94.6

【分析・評価】

就職から3年以内に離職する者が高い割合で推移するなか、若年者が早期に離職すること、及び安易にフリーターやニートになることを防止するためには、在学中の早い段階から職業意識の形成を支援することが重要である。このため、より具体的な職業理解を促進する観点から、公共職業安定所等が学校や産業界との連携の下、「キャリア探索プログラム」、「インターンシップ受入企業開拓事業」等の職業意識形成支援を実施している。

「キャリア探索プログラム」については、中学校、高等学校における職業意識形成が自立的・計画的に推進されるよう、学年別、進路希望別等、学校や生徒のニーズを踏まえてテーマや講師等を設定するなど、ニーズに即したきめ細かなサービスを提供しているところである。その結果、全体的な生徒数が減少傾向にあるなかで、参加生徒数は40万人前後で推移するとともに、実施回数は年々増加しており、平成15年度の事業開始以降、高等学校を中心に着実に浸透しているといえる。

在学中の早い段階から「キャリア探索プログラム」等を実施することは、働くことの意義、職場のルール、仕事の実態（仕事内容、やりがいや苦勞する点、労働条件等）等に対する理解を深め、適性に即した職業選択・就職の実現と早期離職による失業、フリーター・ニート化の防止が図られることにつながり、手段として有効であるといえる。

さらに、コスト面については、サービス提供1単位当たり約500円（注：平成19年度の予算額及び受講者数から算出。ただし、当該予算には、キャリア探索プログラム以外の中高生を対象とした職業意識形成支援に係る予算が含まれる。以下同。）、プログラム1回当たり約4.9万円（注：平成19年度の予算額及び実施回数から算出）となっている。これは、中高生の職業意識形成支援に理解のある地域の産業・企業・魅力ある企業人の協力を得ることにより、具体的な職業理解を促すことができるため、費用的にも効率的である。

また、公共職業安定所等が学校や事業所の間に立ち、事業の企画立案、連絡調整などのコーディネート機能を担っているところであり、公共職業安定所が学卒者やフリーターの支援で得られたノウハウ等を活かして実施することは効率的である。

さらに、中学生を対象とした文部科学省のキャリア・スタート・ウィーク事業（中学校において5日間以上の職場体験を行う学習活動）の実施に当たって、職場体験の前に、キャリア探索プログラムを行うほか、受入先企業の開拓や情報収集・提供を公共職業安定所が行うなどの取組を進めているところであり、連携を図りながらより効果的な職業意識の形成を支援している。

「インターンシップ受入企業開拓事業」については、平成19年度において、8,015社（前年度比11%増）を開拓し、計12,622人（同6%増）がインターンシップに参加しており、受入開拓数、参加学生数ともに年々増加している。企業のインターンシップに対する理解の浸透に伴い、インターンシップの機会が着実に拡大しており、大学生等が早い段階から適職選択のための自己理解に取り組める環境が整備できつつあるといえる。インターンシップに参加した学生のうち、職業や企業への理解向上につながったとする者の割合も90%を超えており、大学生の職業観、勤労観を高める上で有効な手段であるといえる。

また、コスト面については、サービス提供1単位当たり約4.9万円（注：平成19年度の決算額及び開拓事業所数から算出）、効果1単位当たり約3.1万円（注：平成19年度の決算額と開拓した事業所にインターンシップ受入をマッチングさせた学生数から算出）となっている。傘下に相当数の会員企業を有する事業主団体に、当該団体の有するネットワークやノウハウを活用し、傘下企業への理解の浸透、受入企業の開拓を委託することは、手段として効率的である。

なお、本事業については、財務省から平成20年度の予算執行調査の対象事業に選定されており、当該調査結果から明らかにされた課題等を踏まえて、執行の適正化や予算効率化のための見直しを行う予定である。

②施策全体の評価

【指標】

- ・フリーター数（単位：万人）

（目標値）平成22年までにピーク時（217万人）の8割に減少

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
計	217	214	201	187	181
15～24歳	119	115	104	95	89
25～34歳	98	99	97	92	92

注）性別、学歴別、地域別の推移は資料参照。

- ・ニート数（単位：万人）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
計	64	64	64	62	62
15～24歳	27	28	25	27	25
25～34歳	36	37	39	36	36

注）四捨五入の関係で「15～24歳」と「25～34歳」の合計と「計」は一致していない。

- ・失業率（単位：％）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
15～24歳	10.1	9.5	8.7	8.0	7.7
25～34歳	6.3	5.7	5.6	5.2	4.9
全年齢	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9

注）「全年齢」：若年者（15～34歳）のほか、35歳以上の者を含む。

【分析・評価】

- 若年者の雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、我が国の社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や経済的基盤の不安定化による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには社会不安の拡大、少子化の一層の進行等、深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。
- フリーターを含む若年者の雇用問題が発生した主な要因としては、第一に、需要不足等による正社員求人的大幅な減少と、求人のパート・アルバイト化及び高度化の二極分化により需給のミスマッチが拡大したこと、第二に、将来の目標が立てられない、目標実現のための実行力が不足している若年者が増加したこと、第三に、社会や労働市場の複雑化に伴う職業探索期間の長期化、実態としての就業に至る経路の複雑化、求められる職業能力の質的变化等の構造変化に、従来の教育・人材育成・雇用のシステムが十分に対応できていなかったことが挙げられる。
- こうしたことを背景に、バブル崩壊以降の雇用失業情勢の悪化のなかで、企業の厳しい採用抑制等を背景にフリーターが200万人を超えるなか、フリーターの増大の流れを転換するため、厚生労働省においては、フリーターの常用雇用化を強力に推進することとし、上記に掲げるジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援、フリーター常用就職支援事業の実施、若年者トライアル雇用の積極的活用

よる常用雇用の促進、日本版デュアルシステムの普及促進等を内容とする「フリーター20万人常用雇用化プラン」（平成17年5月開始）を策定し、23.2万人の常用雇用化を図った。続いて、「フリーター25万人常用雇用化プラン」（平成18年度）では36.2万人、「フリーター25万人常用雇用化プラン」（平成19年度）では27.5万人の常用雇用を実現したところである。

- また、ニート状態にある若者に対し、就労意欲を喚起するための基盤整備を行い、働くことについての自信と意欲を付与するため、及び、社会適応支援を含む包括的な支援を行い、一人一人の職業能力の開発及び向上を図るため、①集団生活の中で労働体験等を行う「若者自立塾」事業の運営、②若者の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導（リファー）等により、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業の拡充・強化に取り組んでおり、①若者自立塾について、平成18年度の卒塾後6ヶ月の行動変化率89.1%（前年度実績79.8%）、②地域若者サポートステーションについて、平成19年度ののべ利用者数約14万5千人（前年度実績約3万5千人）といった実績をあげたところである。
- さらに、将来のフリーター・ニート化を防止するためには、若者が望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識等を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるキャリア教育等の取組を推進することが重要であることから、在学中の早い段階からの職業意識形成支援を、国が若年者雇用対策として学校や産業界と連携して実施することにより、若者の適切な職業選択の確保や安易な離転職の防止を図っている。
- 若者の雇用情勢については、完全失業率の改善が続くとともに、フリーターの数では平成19年は181万人となっており、平成15年の217万人をピークとして、4年連続で減少し改善の動きが続いている。これは、景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしてきたことと相まって、これらの施策の効果が一定程度あらわれたものと考えられ、平成18年12月に取りまとめられた「再チャレンジ支援総合プラン」（「多様な機会のある社会」推進会議決定）における「2010年（平成22年）までに、フリーターをピーク時の8割に減少させる」という目標の達成に向けて進展していると評価できる。
- また、ニートの数についても、平成11年の40万人から平成14年に64万人に増加して以降同水準で高止まりしていたが、平成18年以降62万人で推移しており、上記の施策がニート増加の防止に一定程度の効果があつたと評価できる。
- 次に、ここ数年のフリーター数の推移について、年齢、性別、学歴、地域ごとに詳細にみると、まず、年齢については、15～24歳層が平成15年から平成19年までに20万人減少しているのに対し、25～34歳の年長フリーター層では、平成16年に99万人になった後、減少傾向にあるものの、平成19年においても92万人（前年同）となっており、減少しているのは15～24歳層が中心であることが分かる。平成19年には、25～34歳層のフリーター数は初めて15～24歳層を上回っており、フリーター数を年齢階級別に人口比でみた場合でも、15～24歳層は平成15年の8.0%から平成19年の6.6%に減少しているのに対し、年長層はここ5年5%前半台で推移しており、改善が遅れが出ている。
このような、年長フリーター層の改善の遅れの背景としては、新規学卒一括採用を採用の基本とする日本型の雇用慣行の下で、就職氷河期に正社員になれなかった若者がやむを得ずフリーターになり、景気の回復とともに企業が若年者の採用を増やしたとしても、フリーター経験がキャリアとしてプラスに評価されず、フリーター状態のまま年齢を重ねると不安定就労から抜け出すことがより困難になっていることが考えられる。
フリーターの男女比をみると、男：女＝45：55と女性の割合が高いものの、この5年でその比率に変化はない（総務省「労働力調査（詳細集計）」）。一方、ハローワークのフリーター常用就職支援事業における新規求職者の男女比率は54：46（厚生労働省調べ）と男性の割合が高く、女性は男性に比べ正規雇用への移行を希望する者が少ない可能性がある。（新規求職者数には、常用雇用（期間の定めのない雇用）を希望する者のほか、「4ヵ月以上の期間の定めのある雇用」を希望する者も含まれるため、分析の際は留意が必要。）
フリーターの最終学歴については、中学・高校卒業者が64%、短大・高専卒が21%、大学・大学院が15%という構成となっており（厚生労働省「労働経済の分析」）、低学歴層ほどフリーターになりやすい状況にある。
地域別のフリーター構成比については、南関東と近畿で5割弱を占め、これに東海を加えると6割弱となり、大都市にフリーターが多い状況にある。大都市の

若年者を対象とした調査によれば、サービス・販売業を中心にフリーターに対する需要が高まっている今日において、フリーターとしての仕事に困らないという状況は、フリーターから抜け出そうとする志向を弱めるよう働くと予想される。

これらのことから、景気の回復等と相まって、フリーター数は着実に減少を続けているものの、25～34歳層の年長フリーターは、就職氷河期に正社員になる機会に恵まれないまま、年齢が高くなるにつれ、正社員としての雇用機会が少なくなる傾向にあることなどから、依然として就職が厳しい状況にあり、より年長フリーターに重点を置いた支援を講じていくことが必要であるといえる。

なお、フリーターから正社員になる者の多くは、インターネット・新聞などオープンな情報により就職しているが、年齢が高くなるほど、また学歴が低くなるほど、公的機関の紹介により正社員になる割合が高くなることから（労働政策研究・研修機構「第2回若者のワークスタイル調査」）、これら就職困難な層に対する国としての支援を引き続き推進していく必要がある。

○ フリーター数については、187万人（平成18年）から181万人（平成19年）に減少しているが、フリーターの全体像について、フリーター数の増減要因からみてみると、主な増要因としては、

① 学校卒業直後にフリーターになる層（学校卒業後、就職も進学もしないいわゆる無業者（進路が決まっていない者（家事手伝いを含む））と一時的な仕事に就いた者の合計約18万人（平成19年3月卒：文部科学省「学校基本調査」の一部）

② 学校卒業後に正社員になったものの離職してフリーターになる層

の存在が挙げられる。一方、主な減要因としては、

③ フリーターから正社員等に移行する層（政府の施策を通じて正社員になった約26万人（平成19年度）とそれ以外の者の合計）

④ 進学・結婚等によりフリーターでなくなる層

⑤ フリーターのまま35歳を超える層（平成18年の25～34歳層92万人のうち34歳の者の一部）

の存在が挙げられる。

したがって、フリーター数を減少させるためには、フリーターとなった者の正規雇用化の推進と就職後の職場定着支援、並びにフリーターになることの防止に向けた施策を講じていく必要がある。

○ 一方、ニートの数については、前述したとおり、平成14年に64万人に急増した以降同水準で推移しており、特に平成12年に約20万人であった25歳～34歳のニート数が平成14年に35万人と急増し、平成19年においても36万人と同水準で推移している。雇用失業情勢の改善により、フリーター数が平成15年の215万人をピークに減少し続けているのに対し、ニートの減少は小幅にとどまっていることから鑑みて、一度ニート状態に陥った若者がニート状態から脱することが困難であることがうかがえる。

ニートとは、15歳から34歳までの非労働力人口（仕事をしていない、または失業者として求職活動をしていない者）のうち、家事も通学もしていない者と定義されている。そうしたニート状態にある若者は、所属する場所を持たないこと、活動をしていないこと等から調査することは容易ではないが、若者自立塾及び地域若者サポートステーションの利用者を対象として行った調査研究「ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書（平成19年3月）」によると、これまでの生活経験の中で半数近くが経験している項目に、「学校でいじめられた」、「会社を自分でやめた」、「ひきこもり」、「精神科・心療内科の治療」、「職場の人間関係のトラブル」があり、また、「人に話すのが苦手」「手先が不器用」など、基礎的スキルを苦手と感じている者が6割を超えており、生活行動に関しても、面接、電話、対人関係を苦手とする者が6割を超えている。こうした経験や意識等が、ニート状態に陥りかつ職業的自立に至らない大きな原因であると考えられる。

こうしたニート状態にある若者の職業的自立を図るためには、基本的な能力の習得支援だけに留まらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援を講じていくことや、これらの支援を各人の置かれた状況に応じて個別的行うこと、一度限りの支援に留まらず継続的に行っていくことが必要となる。こうした観点から施策の見直しを図るとともに、今後とも効果的かつ効率的に施策を講じていく必要がある。

なお、ニート状態に陥ってからの期間が長いほど、ニート状態から脱するのに時間を要するという意見が、若年自立支援関係者から多く聞かれるところであり、

相談窓口で待つだけでなく、早期発見・早期対応が重要と考えられる。

2 改善を要する政策課題

- すでに上述したとおり、フリーターの数については、増加傾向から減少傾向に転じ、改善の動きが続いているものの、就職活動の時期が新卒採用の特に厳しい時期、いわゆる就職氷河期にあたり正社員となれず、フリーターにとどまっている年長フリーター（25歳～34歳）は、平成19年で92万人と、ピーク時である平成16年の99万人から7万人しか減少しておらず、高止まりしている。
また、ニート状態にある若者については、平成11年の40万人から64万人に増加して以降同水準で推移し、平成18年に62万人に減少したが、依然として高い水準にある。
- このため、平成20年度においては、
 - ① 少人数での経験交流・グループワーク等により適職の探求や就職活動の方法の習得等を行い、主体的に就職活動が展開できるように支援する「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式の取組の実施や、中小企業の人事担当者による年長フリーターを対象とした模擬面接等（ジョブミーティング）の機会を設け、フリーター経験を活かしたアピールの仕方等の支援等、年長フリーターに対する支援に重点を置いた「フリーター常用雇用化プラン」（目標35万人）の推進
 - ② これまで正社員としての経験が少ないために、職業能力開発の機会に恵まれなかった者を対象とした、職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）における若者の職業能力開発機会の提供
 - ③ 平成19年10月に施行された改正雇用対策法及び同法に基づく「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、新卒者以外への門戸の拡大など、若者の応募機会の拡大を図るための企業等に対する周知・啓発、指導を強化
 - ④ 若者自立塾について、これまでの3ヶ月コースに加え6ヶ月コースを新設・モデル事業として実施し、支援対象者のニーズに沿った訓練コースを設定する等の措置を実施
 - ⑤ 地域若者サポートステーションについて、設置箇所を拡充（50箇所→77箇所）、訪問支援等のモデル事業の実施等に取り組むこととしている。
- また、景気の回復等から雇用情勢の改善を背景に、多くの若者が安定した就職を実現していく中で、現在もなおフリーターにとどまっている者にはより就職が困難な層が多いと考えられ、こうした若者のなかには、上記に掲げた施策の利用に至っていない者も多く存在すると考えられる。特に、公共職業安定所やジョブカフェ、地域若者サポートステーションなど求職者に対する各種支援機関が近年増加し、職業訓練等のプログラムも多様化したことから、利用者の便宜をより図るため、若者向けの支援サービスを分かりやすく周知していくことが重要である。

(2) 今後の検討の方向性

- 年長フリーター（25歳～34歳）については、依然として改善が遅れていることに加え、いわゆる就職氷河期のはじめの時期に正社員になれなかった若者が30代半ばを迎えている状況に鑑み、30代後半の不安定就労者に対する支援を重点的、集中的に行い、早急に安定雇用を実現する必要がある。
- また、ニート状態の若者の数は減少傾向にあるものの依然として高水準にあり、さらに30代後半の無業者の増加が見られることから、支援対象年齢層を30代後半まで拡大し、ニート等若者の職業的自立を強化する必要がある。
- このため、就職氷河期に正社員になれなかった若者（年長フリーター、30代後半の不安定就労者）の早期雇用実現に係る施策等が盛り込まれた「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料）及び5つの安心プラン（平成20年7月29日政府発表）に基づき
 - ① 「フリーター等正規雇用化プラン（仮称）」
 - ② ジョブ・カード制度の整備・充実

- ③ ニート等の自立支援の充実に取り組む。
- 「フリーター等正規雇用化プラン（仮称）」においては、就職氷河期に正社員になれなかった若者（年長フリーター、30代後半の不安定就労者）を重点に、
 - ・ トライアル雇用制度の活用等による就職促進、職場定着までの一貫した就職支援を集中的に実施
 - ・ 年長フリーターの職業意欲の喚起、中小企業等とのマッチングの促進、若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進等を通じ、3年間（平成20年度～平成22年度）で100万人の正規雇用化を目指す。さらに、こうした取組の結果、フリーター数を平成22年までに170万人まで減少させることを目指すこととする。
 - 「ジョブ・カード制度の整備・充実」においては、中央・地方のジョブ・カードセンターを設置し、制度の普及・広報、協力企業拡大のための働きかけの実施等により、平成22年度までに、若者を含めたジョブ・カード取得者数50万人を目指すとともに、①訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設や、②参加協力企業への支援の拡充、③訓練修了者を常用雇用した企業に対する支援について積極的に検討していくこととする。
 - 「ニート等の自立支援の充実」においては、地域主導により若者自立支援ネットワークを構築し、これを活用したニート等若者の自立支援の促進を図るため、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を発展・強化し、同ステーションによるニート等の進路決定者割合を平成22年度までに30%まで高めるとともに、若者自立塾の訓練メニューの多様化を図る。

※ 以下は、総合評価結果を踏まえ、新雇用戦略の集中重点期間中（平成20年度～平成22年度）に新たな措置が講じられた時期に記入する。

5. 評価結果の反映状況

--

6. その他

(1) 評価の実施過程において明らかになった課題

--

(2) 外部有識者等の活用状況

--

(3) パブリックコメント等を行った場合はその意見

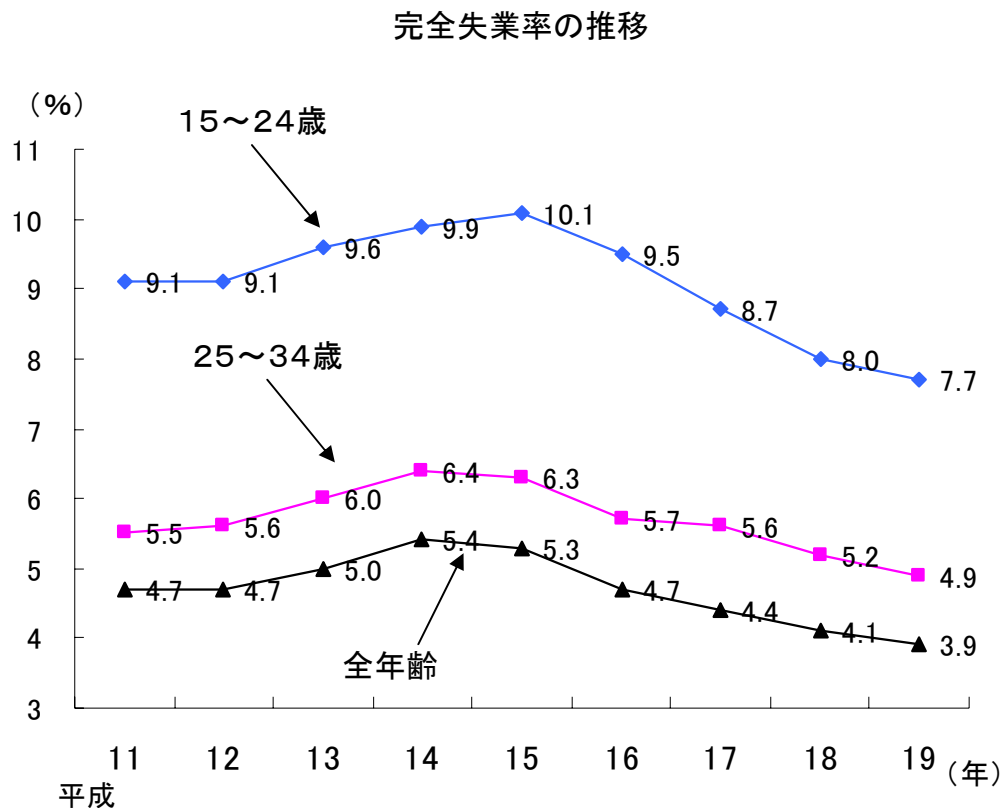
--

評価対象：若年者雇用対策 添付資料



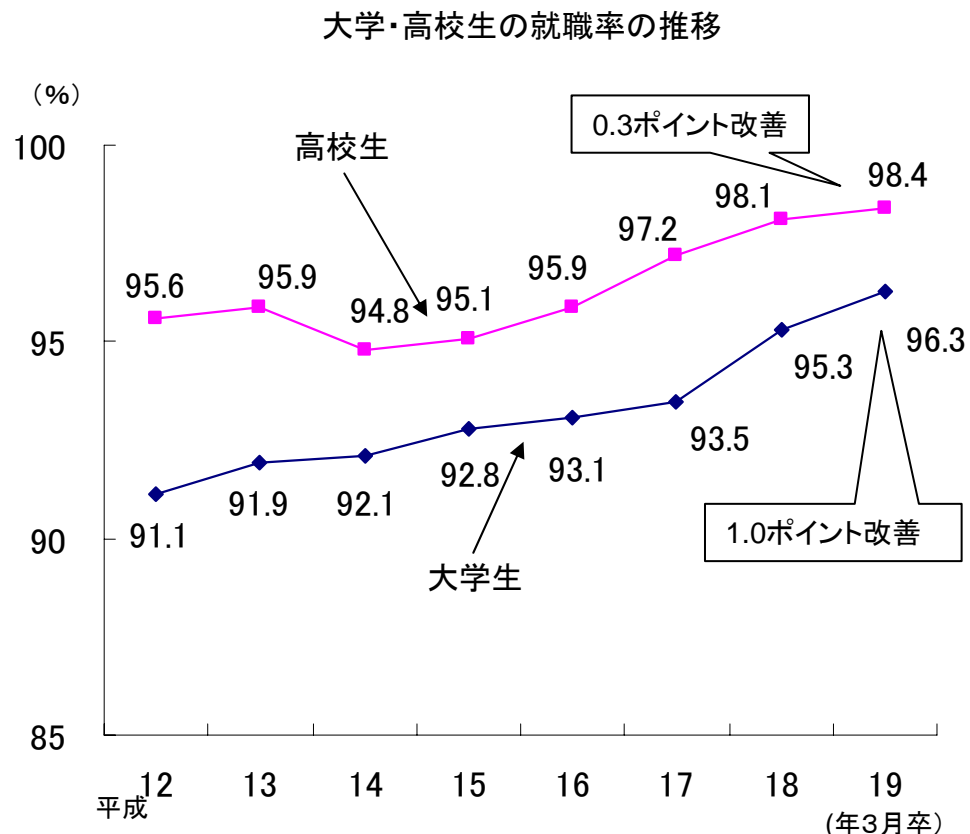
○ 若者の雇用情勢

○ 24歳以下の若年者の完全失業率は、平成19年平均で7.7%と改善が続いている(4年連続の低下)。



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

○ 高校生、大学生の就職率は、大きく改善。



(資料出所) 大学等卒業予定者就職内定状況等調査
(厚生労働省・文部科学省共同によるサンプル調査)
厚生労働省「職業安定業務統計」

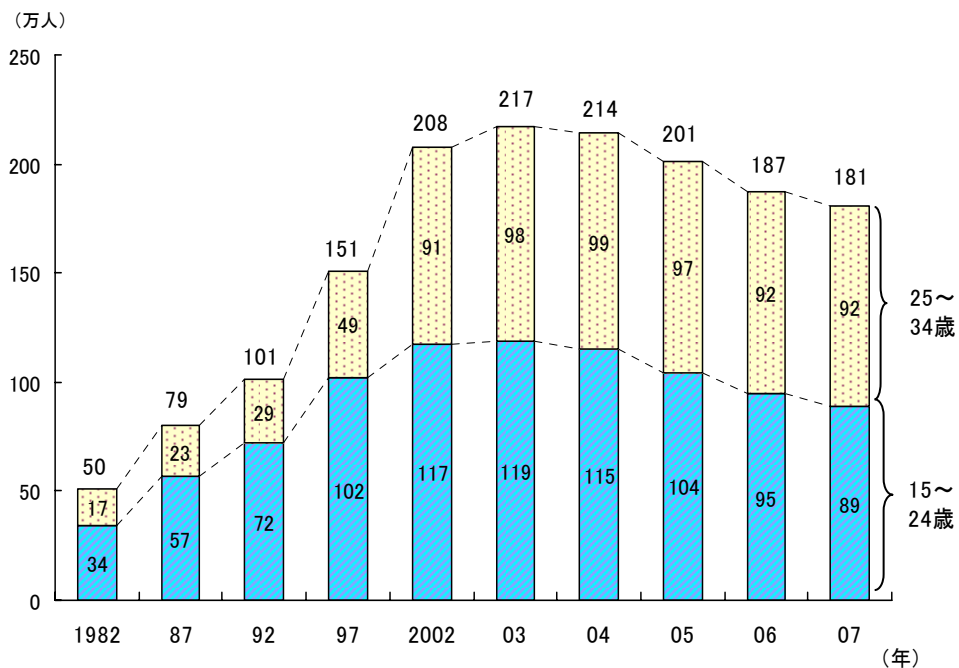
(注) 大学生については、4月1日現在
高校生については、6月末現在

○ フリーター・ニートの状況

○ いわゆる「フリーター」の数は、217万人(2003年)まで増加した後、4年連続で減少しているが、25歳以上の「年長フリーター」については改善に遅れ。ピーク時から7万人しか減っておらず、高止まりしている。

○ いわゆる「ニート」の数は、1993年の40万人から64万人に増加して以降、同水準で推移していたが、2006年には62万人に減少し、2007年も同水準。

フリーターの数の推移

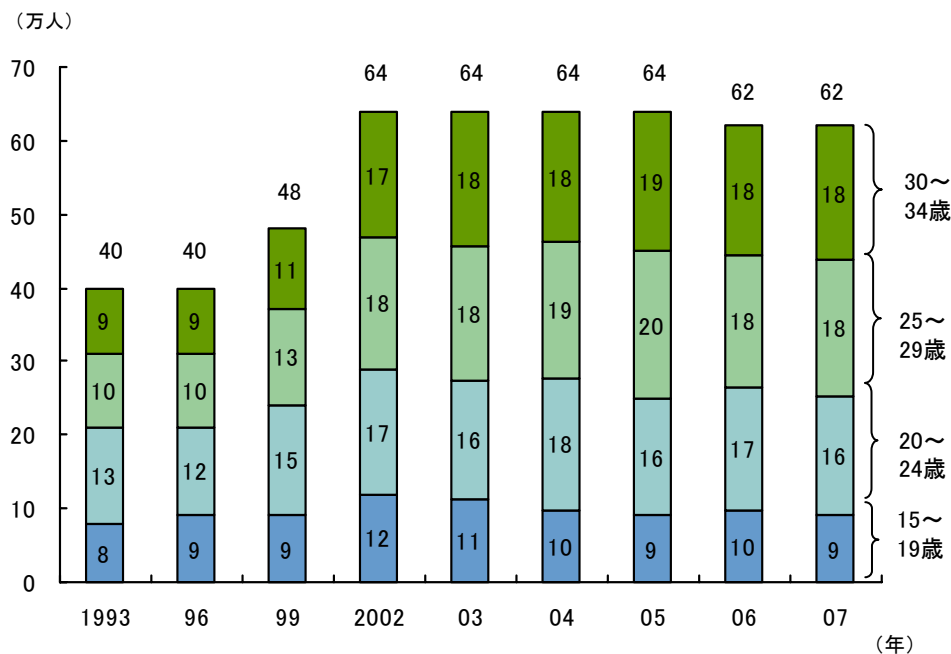


(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～1997年)、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」(2002年～)

(注) 2002年以降の「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

ニートの数の推移



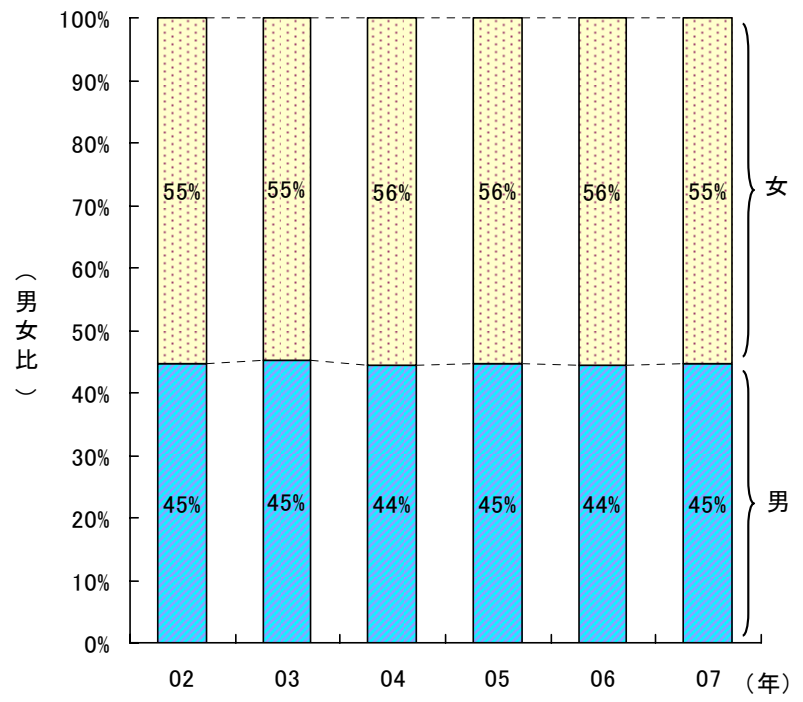
(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

(注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

○フリーターの性別・学歴別・地域別の状況

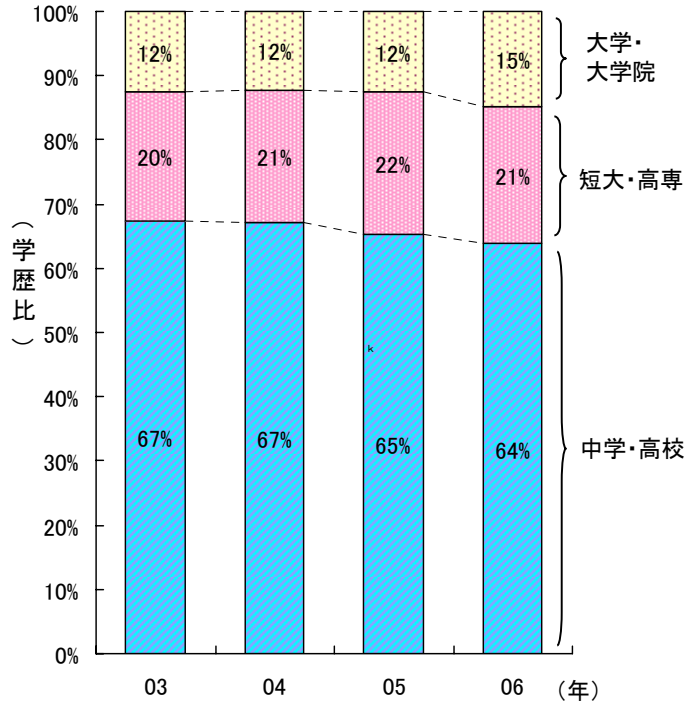
○フリーターの男女比は、ほぼ一定で推移。
 ○フリーターの学歴をみると、中学・高校で6割以上を占めている。

フリーターの男女比の推移



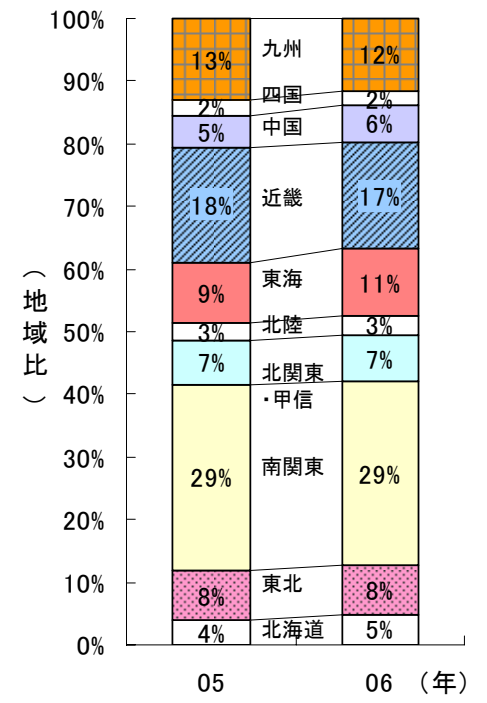
(資料出所)総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

フリーターの最終学歴の推移



(資料出所)厚生労働省「労働経済の分析」
 (注)総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」を厚生労働省労働政策担当参事官室において特別集計。

フリーターの地域別分布



(資料出所)厚生労働省「労働経済の分析」
 (注)総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」を厚生労働省労働政策担当参事官室において特別集計。

(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

フリーター25万人常用雇用化プラン (平成19年度)

⇒ 約27.5万人^(※1)の常用雇用^(※2)を実現 [確定値]

(うちハローワークによる就職者数 23.6万人(86%))

○ジョブカフェ等による常用就職支援

就職者数 約5.1万人

適性判断、カウンセリング、職業紹介等就職関連サービスを若年者にワンストップで提供するためのセンター(通称:ジョブカフェ)における支援。〔46都道府県87カ所設置〕

○トライアル雇用による就職支援

就職者数 約3.0万人(常用雇用移行率 80.2%)

企業における3ヶ月間の試行雇用を通じ、常用雇用への移行を促進する制度。

○日本版デュアルシステム等実践的な能力開発の実施

就職者数 約2.0万人

日本版デュアルシステム(訓練機関の座学と企業実習の組合せにより実施する職業訓練)等の実施

○ハローワークによるフリーター常用就職支援事業

就職者数 約17.4万人^(※1)

フリーター向けの窓口を設け、常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口での相談風景

※1 各種事業の実績について一定の重複調整を行った数値。

※2 常用雇用とは、期間の定めのない雇用。

平成20年度においては、常用雇用化目標を35万人とする「フリーター常用雇用化プラン」を推進

○ ジョブカフェ

- 平成15年6月に策定された「若者自立・挑戦プラン」に基づき、都道府県の主体的な取組として、若年者に対する幅広い就職関連サービスをワンストップで提供する施設。
- 46都道府県(87カ所)に設置。(平成20年4月現在)
- 平成19年度実績:利用者数159.1万人、就職者数8.8万人。

厚生労働省

- 若年者地域連携事業の委託
- ハローワークの併設(40都道府県)等

支援
連携

都道府県

地域の実情に応じた主体的な取組として、ワンストップサービスセンターを企画・運営

経済産業省

- 若者と中小企業とのネットワーク構築事業(ジョブカフェ機能強化型事業)の委託(20地域)

支援

ワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)

学生・生徒

フリーター

若年失業者

サービス例

情報提供

適職診断
適性診断

カウンセリング

企業説明会

職場実習

職業紹介

就職

職場定着支援

- 民間の積極的な活用
- 産業界・教育界との連携

「若年者トライアル雇用」

平成20年度予算額 6,295(5,185)百万円

- 職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者について、一定期間(原則3か月)試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の常用雇用への移行を図ることを目的として、試行雇用奨励金を支給。
- 対象者 : 35歳未満の者 (ハローワークに求職申込みをしている者)
- 支給額 : 対象者1人につき、月額40,000円 (支給上限は3か月)

実績

	開始者数	終了者数	常用雇用移行者数 (移行率)
平成19年度	41,988人	37,605人	30,177人 (80.2%)

日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)

1. 事業の目的

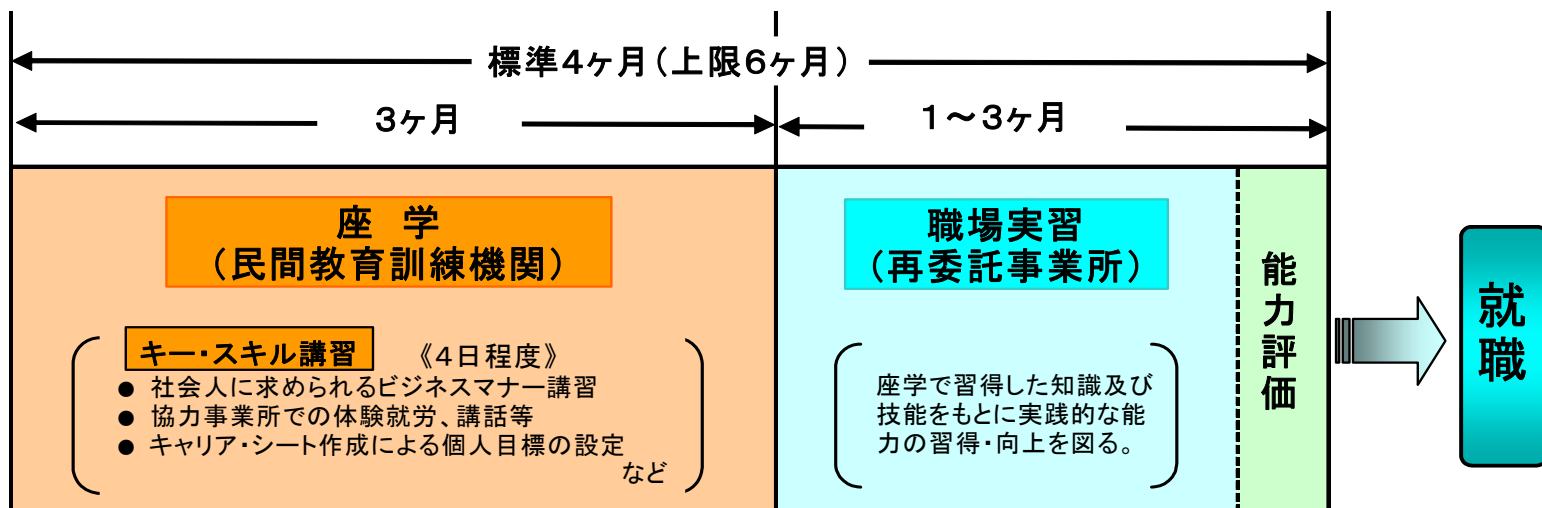
いわゆるフリーター等の若年者の方々に対し、職場体験等を通じた職業意識の啓発、訓練受講意欲の喚起から専門学校等の民間教育訓練機関での座学訓練、企業等における実習を一貫した形で講じることで実践的な職業能力を付与し、安定就労への移行を図る。

また、訓練修了後に実習先事業主による実務能力の評価を行うことで就職支援の強化を図る。

2. 訓練の概要

- ① 訓練期間 : 標準4ヶ月(上限6ヶ月)
- ② 対象者 : 概ね35歳未満の求職者
- ③ 受講申込 : ハローワークの職業相談窓口
- ④ 受講料 : 無料(ただし、テキスト代等は自己負担)
- ⑤ 訓練内容 : IT関係、経理事務、営業・販売、医療事務、介護福祉等

3. 実施イメージ



「キャリア探索プログラム」

平成20年度予算額 72(210)百万円

- ハローワークが、学校、産業界と連携し、企業人等働く者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ、自ら考えさせる「キャリア探索プログラム」を実施。

〔講師の例〕

- ・企業において働く者(若手社員や元フリーター等含む)
- ・企業の経営者、人事・採用担当者
- ・民間教育訓練機関の研修講師
- ・ハローワーク職員 など

〔テーマの例〕

- ・仕事の実態(仕事の具体的内容、やりがいや苦勞する点、将来の展望、求められる人材、労働条件等)
- ・新規学卒者の労働市場、若者の雇用失業情勢と今後の展望
- ・労働基準法関係の基礎知識
- ・企業が求める人材像
- ・就職に向けての心構え
- ・適職選択のポイント など

実施 状況

平成19年度実績	実施校数	実施回数	参加者数
高 校	2, 710校	2, 602回	213, 246人
中学校	1, 357校	1, 656回	178, 102人
小学校	11校	24回	965人
合 計	4, 078校	4, 282回	403, 423人

※ 合同で開催している学校もあるため、実施校数より実施回数が下回っている場合もある。



キャリア探索プログラムの風景